

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 30 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 11 号（令和 4 年 3 月 18 日付）分・・・3 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

スポーツ振興課（旧健幸都市推進課）「飯塚市健幸プラザ」 【局長指摘事項】

指 摘 事 項	措 置 の 状 況
<p><b>1 会計間の立替について</b></p> <p>飯塚市健幸プラザ指定管理者管理運営仕様書（以下「仕様書」という。）14 (3) には、「指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務にかかる経費を区分して管理すること」とされている。</p> <p>しかしながら、本指定管理会計と飯塚市体育施設(13 施設)指定管理会計を混同し、立替払した金額を相手方の会計から支払う（振替）処理を失念していた。</p> <p>早急に振替処理を行い、実績報告の際には決算書の繰越金と通帳残高の確認を徹底するよう指定管理者に指導すること。</p> <p>また、通帳の写しを確認するなど、報告内容を精査すること。</p> <p><b>【飯塚市体育施設（13 施設）指定管理会計に振替すべきもの】</b></p> <p>社会保険 945,578 円（個人負担分） 源泉所得税 39,175 円（R2.4・12・冬期賞与分）</p> <p><b>【本指定管理会計に振替すべきもの】</b></p> <p>源泉所得税年末調整還付分 48,715 円</p> <p>なお、会計間で合算して支払う場合には、支払用通帳を別に作成するなど防止策の検討について助言されたい。</p>	<p>指定管理者へ振替処理を指示し実施させた。また、決算書の繰越金についても実績報告を提出する際に、通帳残高との整合性を確認するよう指導している。</p> <p>また指定管理会計間での支払い誤りを防ぐため支払用通帳を別に作成するよう防止策を講じるよう指導した。</p>

<p><b>2 提出書類について</b></p> <p>飯塚市健幸プラザの管理運営に関する基本協定書で指定管理者が提出することとされている書類について、收受時に内容確認をしているか疑義がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算書及び決算書の指定管理料に金額誤りがある。</li> </ul> <p>予算書・決算書の当初予算額  (正) 18,395,000 円を (誤) 16,863,000 円と記載</p> <p>決算書の予算現額  (正) 19,481,443 円を (誤) 17,949,443 円と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書が指定管理に係るものではなく、スポーツ協会全体の事業に係る内容が記載されており、指定管理業務としてどのような事業を計画したのかが不明である。</li> </ul> <p>今後は、書類受領時に内容の確認を徹底し、誤りがあれば指定管理者に書類の差替等を指導すること。</p>	<p>予算書・決算書については、收受時に金額等の誤りがないか、しっかり確認し今後は適切な事務を行う。</p> <p>スポーツ協会と指定管理者の事業計画が判別できるよう書類の作成を指導した。</p>
<p><b>3 飯塚市健幸プラザ健康運動推進事業・維持管理委託について</b></p> <p>指定管理者が第三者と締結している本委託について、請負金額が8,360,000円から7,788,591円に変更されているが、変更契約が締結されていなかった。指定管理者に確認すると、緊急事態宣言による時間短縮営業に伴う経費減とのことであった。</p> <p>契約内容に変更が生じる場合には、変更契約書を締結するよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>今後、契約内容に変更が生じた場合、変更契約書を締結するよう指定管理者に指導した。</p>